

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会

給与規程

社会福祉法人
宮古島市社会福祉協議会

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会給与規程

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会（以下、「本会」という）の就業規則第31条に基づき、職員の給与、手当等に関する事項を定める。
- 2 非常勤職員及び介護職員は別途定める。
 - 3 この規程は、宮古島市職員の給与に関する条例、規則に準じ定めるものとし、宮古島市職員の給与に関する条例、規則に改訂のあった場合直ちにこの規程も改訂しなければならない。
 - 4 介護職員の内、正規職員についてはこの規程による。

(給与の支払)

- 第2条 この規程に基づく給与は、他の法令に規定する場合を除くほか、現金により支払うものとする。ただし、本人の同意を得た場合、本会が指定する金融機関の本人名義口座へ振込みによる方法により支払うことができる。
- 2 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給料)

- 第3条 給料は、正規の勤務時間(本会就業規則で規定する勤務時間をいう。以下同じ。)による勤務に対する報酬であって、この規程に定める管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、退職手当を含まないものとする。

第2章 給与

(給料表)

- 第4条 この規程に定める給料表は、別表のとおりとする。

(初任給)

- 第5条 新たに職員になった者の号級は、別に定める。

(級別標準職務)

- 第6条 職務の級の分類の基準となるべき標準的な内容は、級別標準職務表別表2に定めるとおりとする。

(給与からの控除)

- 第7条 職員に支給する給与から、次のものを控除する。
- (1) 所得税及び住民税
 - (2) 社会保険料など法令などで定められた保険料
 - (3) 沖縄県社会福祉事業共済会費及び共済会償還金
 - (4) その他必要と認められた諸控除金

(給料の支給)

第8条 給料は、月の1日から末日までを計算期間とし当月21日（その日が金融機関の休日となる場合は、直近の前営業日）に支給する。

第9条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に移動が生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規程により給料を支給する場合は日割りによって計算する。

（管理職手当）

第10条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その職務の特殊性に基づいて別表3のとおり支給する。

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

（1）配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

（2）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

（3）満60歳以上の父母及び祖父母

（4）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

（5）重度心身障害者

3 扶養手当の月額を、前項第1号に掲げる扶養親族については、13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族のうち2人までについてはそれぞれ6,000円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については11,000円)、その他の扶養親族については1人につき5,000円とする。

4 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 扶養手当を受給しようとするものは扶養親族届(様式第1-1号)にて届出なければならない。

6 扶養親族届(様式第1-1号)にて届出のある者については、扶養親族簿(様式第1-2号)により会長の確認を受ける。

7 扶養手当の支給は、扶養親族届(様式第1-1号)にて会長の認定後の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。

（通勤手当）

第12条 通勤手当は、別表4のとおりとする。

2 通勤手当を受給しようとするものは通勤届(様式第2-1号)にて届出なければならない。

3 通勤届(様式第2-1号)にて届出のある者については、通勤手当認定簿(様式第2-2号)により会長の認定を受ける。

4 通勤手当の支給は、通勤手当認定簿(様式第2-2号)にて認定の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。

(時間外勤務手当)

第13条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外に勤務を命ぜられた者に対し、勤務時間を超えて勤務した全時間に別表5のとおり支給する。

(時間外勤務手当に関する規定の適用除外)

第14条 第13条の規定は、第10条に規定する管理職手当の支給を受けている職員には適用しない。

(住居手当)

第15条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員。

(2) 当該住宅が当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過するまでの職員

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 2,500円

3 住居手当を受給しようとするものは住居届(様式第3-1号)にて届出なければならない。

4 住居届(様式第3-1号)にて届出のある者については、住居手当認定簿(様式第3-2号)により会長の認定を受ける。

5 住居手当の支給は、住居手当認定簿(様式第3-2号)にて認定の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。

(端数計算)

第16条 第13条に規定する勤務1時間あたりの給与支給額により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てするものとする。

(勤務1時間あたりの給与額の算出)

第17条 第13条に規定する勤務1時間当りの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当りの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

第3章 その他の給与

(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、6月30日及び12月10日(その日が金融機関の休日となる場合は、直

近の前営業日)に支給する。

2 期末手当の額は別表6のとおりとする。

3 社会経済情勢、経営状況によって理事会の承認を得て、減額又は支給しない場合もある。

(特殊勤務手当)

第19条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮が必要と認められる職員に対し、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 雑則

(給料表の改訂)

第20条 社会一般情勢の変化、その他の事由により給料の調整が必要であると認めた時は、給料表の改訂を行うものとする。

(定めのない事項の処理)

第21条 給与について、この規程に定めのない事項については、宮古島市条例、労働基準法及び関係法令、通達等の示すところによる。その場合は、会長の判断するところによる。

(規程の改廃)

第22条 この規程を改廃するときは理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成18年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成18年6月1日から適用する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から適用する。(会長、副会長手当の改正)

附則

第8条の管理職手当については、平成19年4月1日より平成20年3月31日までの間支給しないものとする。

附則

第8条の管理職手当については、平成20年4月1日より平成21年3月31日までの間支給しないものとする。

附則

この規程は、平成21年4月1日より適用する。但し、第10条の管理職手当については、平成2

1年4月1日より平成22年3月31日までの間支給しないものとする。

附則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

第1条の改正、附則の挿入、別表2, 3, 4, 6の改正、時給計算式の改正、様式第1-1号、第2-2号、第3-1号、の改正、給与表の改正

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

第5条の改正、別表6の改正、給与表の改正

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年12月9日から施行する。

上記の施行日に在職している職員に対し1回限り新型コロナウイルス感染症対策慰労金として100,000円を支給する。

但し、沖縄県が実施する「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」及び宮古島市が実施する「宮古島市介護サービス事業所・施設等職員支援金支給事業」対象の職員は除く。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

別表6の変更

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、別表6は令和4年12月1日から適用する。

別表給与表、別表2、別表6の変更

附則

この規程は、令和5年6月2日から施行する。

別表6の変更

扶 養 親 族 届

宮古島市社会福祉協議会会長 殿

宮古島市社会福祉協議会給与規程第11条の規定に基づき届出します。

年 月 日受理

主たる届出理由(証明書 書添付) <input type="checkbox"/> 1 扶養親族の発生又は増加 <input type="checkbox"/> 2 扶養親族の減少又は消滅 <input type="checkbox"/> 3 扶養親族でない配偶者の消滅 (年 月 日消滅) <input type="checkbox"/> 4 扶養親族でない配偶者の発生 (年 月 日発生)								提出年月日						
								職 名						
								氏 名		印				
今回届出にかかる扶養親族						現在手当支給の対象となっている親族								
氏名	続柄	年齢	生年月日	同居 の別 別居	年収額 (職業)	異動 年月日	異動 理由	氏名	続柄	年齢	生年月日	支給額		
注1 「主たる届出理由」欄には、主な届出事由によって該当の□欄にレを付する。 なお、扶養親族たる配偶者の発生、消滅の場合は1欄又は2欄に、扶養親族たる18歳未満の子があり、かつ、扶養親族でない配偶者の消滅発生の場合は、3欄又は4欄にレを付すること。 2 「年収額欄」には、勤労所得、事業所得等の所得があれば、これらの種類ごとにその金額を記入する。 3 「異動理由」欄には、婚姻、出生、60歳以上、死亡、離婚、就職、18歳等その具体的理由を記入する。 4 添付する証明書は、原則として官公署の発行するもの(戸籍謄(抄)本、扶養証明書等)とし、任命権者は実情に応じて証明書の発行者及び様式を指定することができる。 5 * 欄は、認定者において記入する。						* 扶養手当額 年 月 日 開始、改定、終了 異動記入欄(第1子の額は 年 月 日から増額、減額)								
						扶養親族	配偶者	18歳未満 第1子	18歳未満 その他	60歳以上	18歳未満 弟妹	重度身 障者等	計	
						人員								
						金額								
						上記のとおり認定する。								会長

用紙のサイズはISO 216(国際規格)、JIS P0138(日本工業規格)によるA4サイズとする。

扶養親族簿

					職 員 氏 名		
扶養親族の氏名	続柄	生年月日	異動年月日	支給の始期・終期	備 考	任 命 権 者 の 確 認 欄	
						確認年月日	認定権者の職名氏名 印
配偶者 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その事由の生じた年月日 年 月 日							

(注) 1 異動年月日欄には、新たに職員となった日、扶養親族たる用件を具備するに至った日又は扶養親族たる用件を欠くに至った日を記入する。

2 支給の始期、終期欄には、その扶養親族についての手当の支給を始める月又は終える月を記入する。

3 備考欄には扶養親族が別居している場合、職業を有する場合、重度身障者である場合等にその旨を記入する。

4 配偶者欄には、次に掲げる場合に記入し、(ウ)の場合にはその事実の生じた年月日を併せて記入する

(ア) 新たに職員となった者に配偶者以外の扶養親族があり、かつ、配偶者が不在の場合

(イ) 職員が配偶者以外の扶養親族を有するに至った時に配偶者の不在の場合

通 勤 届

年 月 日

社会福祉法人 宮古島市社会福祉協議会会長 殿								
職 名		氏名						
住 所								
規程第12条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます						おもな届出事由		
順路	通勤方法の別	区 間	距離	所要時間 (概算)	乗車券等の種類	乗車券の額		
1		住宅から()まで				円	イ 新規 (異動を含む)	
2		から()まで				円	ロ 住宅の変更	
他に利用できる交通機関等の名称および利用区間等		総通勤距離 (概算)					km	ハ 通勤経路の変更
		総所要時間 (概算)	時間				分	ニ 通勤方法の変更
		平均1ヶ月間の運賃負担額					円	ホ 運賃等の負担額の変更
通勤経路の略図(経路朱線)						記入上の注意		
						<p>1 この届には通常行っている通勤の実情のみを記入し・例外的な方法等は記入しない</p> <p>2 「おもな届出理由」欄には、この届を行なうおもな原因の1のみに○を付する。</p> <p>3 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自転車、バス〇〇線等の別を記入する。</p> <p>4 「乗車券等の種類」欄には、3月定期、10枚綴回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入する</p>		

通 勤 手 当 認 定 簿

職 名				事 実 発 生 年 月 日					
氏 名				提 出 年 月 日					
住 居				受 理 年 月 日					
順 路	算出の基礎となる交通機関等		定 期 券 回 数 券 其 他 の 別	1ヵ月の運 賃等の額の 算出基礎	1ヵ月の運 賃等の額	運賃改正による1ヵ月の運賃等の額			
	交通機関等の名 称	利 用 区 間				年 月 日 改 正	年 月 日 改 正	年 月 日 改 正	
1		字 ~ 字			円	円	円	円	
2					円	円	円	円	
3					円	円	円	円	
4					円	円	円	円	
計					円	円	円	円	
1ヵ月の運賃等の額の総額					円	円	円	円	
規 程 第 2 2 条 該 当 ・ 非 該 当				支 給 の 始 期 等		通 勤 手 当 の 月 額		備 考	
決 定 事 項	<input type="checkbox"/> 該 当			年 月 [から] 支 給		円			
				年 月 [から] 支 給		円			
	<input type="checkbox"/> 非 該 当			年 月 [から] 支 給		円			
				年 月 [から] 支 給		円			
				年 月 [から] 支 給		円			
				年 月 [から] 支 給		円			
非常勤就業規則第22条の規定に従い上記のとおり確認し決定する。 年 月 日				取 扱 者 認 印	会 長	副 会 長	局 長	課 長	係
職 名		氏 名							

用紙のサイズはISO 216(国際規格)、JIS P0138(日本工業規格)によるA4サイズとする。

住 居 手 当 認 定 簿

職 名		氏 名					
届 出 の 事 由		提 出 年 月 日	受 理 年 月 日	決 定 家 賃 額	支 給 の 始 期 等	住 居 手 当 の 月 額	規 程 第 15 条 に 従 い 左 記 の と お り 認 定 (改 定) す る。
発 生 年 月 日 (改 定 年 月 日)	内 容						
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日	年 月 日	円	年 月 日 から 年 月 日 まで	円	年 月 日 職名 氏名 印
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日	年 月 日	円	年 月 日 から 年 月 日 まで	円	年 月 日 職名 氏名 印
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日	年 月 日	円	年 月 日 から 年 月 日 まで	円	年 月 日 職名 氏名 印
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日	年 月 日	円	年 月 日 から 年 月 日 まで	円	年 月 日 職名 氏名 印
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日	年 月 日	円	年 月 日 から 年 月 日 まで	円	年 月 日 職名 氏名 印
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日	年 月 日	円	年 月 日 から 年 月 日 まで	円	年 月 日 職名 氏名 印
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日	年 月 日	円	年 月 日 から 年 月 日 まで	円	年 月 日 職名 氏名 印
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日	年 月 日	円	年 月 日 から 年 月 日 まで	円	年 月 日 職名 氏名 印
備考							

別表2(第6条関係)

級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1 福祉活動専門員
	2 地域福祉係
	3 企画総務係
	4 日常生活自立支援専門員
	5 法人後見専門員
	6 介護職員
2級	1 福祉活動専門員
	2 地域福祉係
	3 企画総務係
	4 日常生活自立支援専門員
	5 法人後見専門員
	6 介護職員
3級	1 係長
	2 福祉活動専門員
	3 地域福祉係
	4 企画総務係
	5 日常生活自立支援専門員
	6 法人後見専門員
	7 介護職員
4級	1 事務局長
	2 課長
	3 係長
5級	1 事務局長
	2 課長
6級	1 事務局長
	2 課長
7級	相当困難な業務を所掌する事務局長

別表3(第10条関係)

管理職手当

事務局長	(給料) × 6 ÷ 100
課長	(給料) × 4 ÷ 100

時給計算式	
給料	改正後
	(給料) × 12 ÷ (38.75 × 52) (1円未満は切り捨)

別表4（第12条関係）

通勤手当表

距離区分(片道) (自宅より勤務地までの距離)	額
2キロメートル以上5キロメートル未満	2,300 円
5キロメートル以上10キロメートル未満	5,500 円
10キロメートル以上15キロメートル未満	8,600 円
15キロメートル以上20キロメートル未満	11,800 円
20キロメートル以上25キロメートル未満	15,000 円
25キロメートル以上30キロメートル未満	17,900 円
30キロメートル以上35キロメートル未満	20,900 円
35キロメートル以上40キロメートル未満	23,700 円
40キロメートル以上	26,200 円
船舶等を利用する区間	定期券代

別表5（第13条関係）

時間外勤務手当表

種 別	内 容	計 算 式
時間外勤務手当	労働時間が原則週40時間を超えて労働した場合	(時給) × 1.25 × 労働時間
休日勤務手当	休日(週1回の法定休日)に労働した場合	(時給) × 1.35 × 労働時間
早朝勤務手当	早朝(午前5時から午前8時まで)に労働した場合	(時給) × 1.25 × 労働時間
夜間勤務手当	夜間(午後6時から午後10時まで)に労働した場合	(時給) × 1.25 × 労働時間
深夜勤務手当	深夜(午後10時から午前5時まで)に労働した場合	(時給) × 1.5 × 労働時間

別表6(第18条関係)

職 員 種 類	6月	12月
本会就業規則第3条第2項の職員	(基本給+扶養手当+基本給×加算率) × 2.20	(基本給+扶養手当+基本給×加算率) × 2.20
加算率	職務の級が3級17号給以上の職	100分の5
	係長	100分の6
	課長	100分の10
	事務局長	100分の15

別表

給与表

職務 の 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000

別表

給与表

職務 の 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200		
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500		
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800		
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000		
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300		
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600		
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800		

別表

給与表

職務 の 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000		
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600	381,300			
95		295,200	343,100	381,600			
96		295,600	343,500	381,800			
97		295,800	343,700	382,000			
98		296,100	344,100	382,300			
99		296,500	344,500	382,600			
100		296,900	344,800	382,800			
101		297,100	345,100	383,000			
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000				
109		299,500	348,500				
110		299,900	348,900				
111		300,300	349,200				
112		300,600	349,500				
113		300,800	350,000				
114		301,000					
115		301,300					
116		301,700					
117		301,900					
118		302,100					
119		302,400					
120		302,700					
121		303,100					
122		303,300					
123		303,600					
124		303,900					
125		304,200					